

平成20年9月25日

回答について

1について

下北沢駅前広場や都市計画道路、地区計画については、東京都、世田谷区において、都市計画案の縦覧や都市計画審議会における審議など、都市計画手続きを経て、都市計画の決定が行われております。

なお、「国の事業調査実施要綱違反」との指摘がありますが、連続立体交差事業の調査要綱は、連続立体交差事業調査を実施する調査主体に対して、調査の進め方や調査内容の項目等を示したものであり、行政組織間の内部規範にとどまるものでありますので、法的拘束力を有しているものではありません。

2について

相談、協議は受けておりません。

3～5について

鉄道事業者は鉄道受益相当額を負担することとなり、地下化の場合における鉄道受益相当額は、都市計画事業施行者である東京都と鉄道事業者である小田急電鉄株式会社の協議により定まっております。

6について

東京都、世田谷区間に関することと認識しております。

7について

「連続立体交差事業調査報告書」については、東京都において実施された調査報告書として認識しております。

8について

東京都、世田谷区間に関することと認識しております。

9について

1) について

利用についての協議を妨げているものではありません。

2) について

都市計画事業施行者は、連続立体交差化によって生じた高架下に、公共の用に供する

施設で利益の伴わないものを設置しようとするときは、高架下の利用につきあらかじめ鉄道事業者と協議するものとしています。

なお、段階については、事業の実施状況に関するものと認識しております。

3) について

2) の回答の前段と同様です。

4) 及び5) について

東京都より関東地方整備局長に対して、都市計画法に基づき、駅位置を含む都市計画面に関する協議があり、平成14年12月25日に同意をしております。

5)

6) について

都市計画事業施行者は、公共の用に供する施設を設置しようとするときは、あらかじめ鉄道事業者と協議するものとしています。

7) について

「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」では、特段の定めはございません。

8) について

一般に、土圧や標準的な載荷重等を加味して設計が行われます。

9) について

協議は受けておりません。

10) について

世田谷区の事業内容を承知していないため、負担等については、承知をしておりません。